

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年7月1日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区地域共生社会推進事業運営業務委託

(2) 目的

区では、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けられること目指して「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」（以下、「条例」という。）を令和4年度に制定した。

この事業は、条例の趣旨や基本理念などを広く一般区民に普及・啓発し、区民の方々が障害、障害者及び障害の社会モデルについての理解を深めることで、障害の有無に関わらず、個々の魅力を発揮しながら安心して暮らし続けられる「世田谷区地域共生社会」の実現に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容

業務内容は、上記目的を達成するために実施する事業の企画立案及び運営とし、次の事業のうちいずれか（複数可）を選択し実施すること。

実施にあたっては、世田谷区の特徴を活かしながら、特に、これまで障害理解に関心のなかった層への普及・啓発に資する事業とすること。

業務内容の詳細については、プロポーザル後、世田谷区と選定された第一候補者との協議により、企画提案を踏まえて仕様書を作成し決定する。

- ① 世田谷区地域共生社会キービジュアル等を制作、これを活用した事業の展開
- ② 普及・啓発活動の企画立案及び運営
- ③ 区内のイベントなど区の特徴を生かしたパブリシティ活動
- ④ 区内商業施設等を利用した大規模イベントのパブリシティ活動
- ⑤ 区民向けワークショップの企画・運営
- ⑥ その他、「世田谷区地域共生社会」の実現に資する事業

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

- ※ 委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として、引き続き令和8年度まで同一事業者と随意契約を締結する。
- ※ 各年度における契約内容については、その前年度に区との協議により決定する。

2 提案限度額

2,783,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和7年度、8年度も同等程度を見込む。

※令和7年度、令和8年度については、予算が区議会で議決され配当されることを条件とする。

3 参加資格

提案書提出時において、事業の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 障害福祉に関連する普及・啓発について、過去5年の間に上記1(3)のいずれかに類似する業務について、企画立案及び運営した実績があること

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 提案書の選定方法

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置し、審査基準に基づき、評価を行う。まず、第一次審査として提案書の審査を実施し、上位3者を選定する。次に、第一次審査で選定した3者を対象にプレゼンテーションによる第二次審査を実施し、第一次審査と第二次審査の総合的な評価で決定する。

6 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務内容の趣旨を踏まえた取組方針・内容
- (2) 官公庁、民間企業等での本件に類似する事業の実績
- (3) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等）
- (4) 提案事業実施にあたって計画性
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

7 手続き等

(1) 担当部課

障害福祉部障害施策推進課 担当 玉木、坂詰

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎3階

電話 03-5432-2426 FAX 03-5432-3021

電子メール sea02083@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

交付期間 令和6年7月1日（月）～令和6年7月16日（火）

（土日祝日を除く。午前9時～午後5時）

交付場所 上記（1）担当部課窓口にて交付（ホームページからダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限並びに場所

提出期限 令和6年7月16日（火）午後5時まで（必着）

提出場所 上記（1）担当部課窓口まで持参または郵送による

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所

提出期間 令和6年8月15日（木）午後5時まで（必着）

提出場所 上記（1）担当部課窓口まで持参または郵送による

※ 提案書副本と見積書はPDFデータもメールで提出すること。

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託

- 者)との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
 - (6) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
 - (7) 詳細は説明書による。

以上